

令和8年3月27日15時  
労働委員会事務局  
担当：富澤  
外線：225-1881

不当労働行為事件に係る命令書の交付について  
(令和6年(不)第1号事件)

石川県労働委員会(会長 高木利定<sup>たかぎとしきだ</sup>)は、令和8年3月27日、標記事件に係る命令書(一部救済)を当事者に交付したので、お知らせします。当該命令の概要は、次のとおりです。

1 当事者

- (1) 申立人 金沢市駅西本町3丁目13番5号 全国一般石川地方労働組合  
(2) 被申立人 金沢市松寺町申100番地 金沢自動車振興株式会社

2 事件の概要

本事件は、金沢自動車振興株式会社(以下「会社」という。)の行った次の行為が労働組合法第7条第1号から第3号に規定する不当労働行為に当たるとして、全国一般石川地方労働組合(以下「組合」という。)から不当労働行為の救済申立てがあったもの

- (1) 令和5年・令和6年賃上げ要求について、会社が資料の開示と具体的説明を行わず、誠意をもって団体交渉を行わないこと <不誠実団交>  
(2) 令和5年・令和6年賃上げ交渉において、他校と同一水準での妥結という労使慣行を一方向的に不利益変更 <支配介入>  
(3) 春闘に限らず労使慣行を遵守せず、これらの変更を求める場合に組合と協議し合意を得なかったこと <不誠実団交・支配介入>  
(4) 春闘に関する団交の開催について、組合の合意がないのに開催周期を長くし、組合の団交出席者について従前の人数を制限したこと <不誠実団交>  
(5) 労働委員会における「あっせん」に出席した申立人分会役員に対して、労働協約の規定があるにもかかわらず、賃金保障を行わないこと <支配介入>  
(6) 病休中のバス運転手(組合員)が、正社員の送迎バス運転手として復職することを拒否 <不利益取扱い・支配介入>

3 救済命令の内容 ※上記2の6項目のうち、(1)と(6)を不当労働行為と認定

- (1) 令和5年賃上げ及び令和6年賃上げを議題とする団体交渉について、誠実に応じること ※2(1)に対応  
(2) 病休中の組合員が、正社員の送迎バス運転手として復職することを拒まないこと ※2(6)に対応  
(3) 今後同様の行為を繰り返さない旨の組合への文書交付

4 審査の経過

- (1) 救済申立日 令和6年4月19日

- (2) 調査及び審問 調査（証拠提出等）9回、審問（証人等尋問）2回  
公益委員会議 合議5回
- (3) 命令書交付日 令和8年3月27日

参考：労働組合法

（不当労働行為）

第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること（以下略）

**<不利益取扱い>**

- 二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

**<団体交渉拒否、不誠実団交>**

- 三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払いにつき経理上の援助を与えること。（以下略）

**<支配介入>**

四 略